

帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、持病にかかる治療のため、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成23年3月から被相続人が死亡した平成24年4月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計60万円（平成23年3月から同年6月まで30万円（一時金）、同年7月から平成24年4月まで月額3万円（合計30万円））の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5（以下、申立人ら5名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年4月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （2）申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 被相続人の損害

（1）日常生活阻害慰謝料（増額分）

【期 間】平成23年3月15日 ～ 平成24年4月〇日

金60万円

（2）生活基盤喪失による精神的損害

【対 象】帰還困難区域の居住者

金700万円

2 申立人X1の損害

日常生活阻害慰謝料（増額分）

【期 間】平成23年3月15日 ～ 平成24年4月〇日

金42万円

第3 和解金額

- 1 被申立人は、申立人らに対し、第2項の1の損害項目（同記載の期間に限る。）についての和解金として、金760万円の支払義務があることを認める。

- 2 被申立人は、申立人X 1 に対し、第2項の2の損害項目（同記載の期間に限る。）についての和解金として、金42万円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人がそれぞれ署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月29日

（仲介委員 小坪 眞史）